



JASDAQ

平成25年5月16日

各 位

会 社 名 株式会社 テ ノ ッ ク ス
代 表 者 名 代表取締役社長 徳永 克次
(J A S D A Q ・ コード 1 9 0 5)
問 合 せ 先 総務部長 坂口 卓也
電 話 0 3 - 3 4 5 5 - 7 7 5 8

取締役に対する株式報酬型ストックオプション導入に関するお知らせ

当社は、平成25年5月16日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションの導入について、平成25年6月27日開催予定の当社第43回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションを導入する理由

当社は、経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行い、平成25年3月7日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

今般、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社取締役（社外取締役を除く）に年額20百万円を上限として、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入するものであります。

なお、監査役につきましてはその職務の性質に鑑み、株式報酬型ストックオプションの対象とせず、金銭での月額報酬に加算する方法で対応いたします。

2. 株式報酬型ストックオプションの具体的な内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1,000株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割または株式併合を伴う場合を除く。以下、単

元株式数変更の記載につき同じ)を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

取締役(社外取締役を除く)に対して割り当てる新株予約権の総数100個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

(ご参考)

当社は、平成25年6月27日開催予定の第43回定時株主総会終結の時以降、前記の(1)および(3)ないし(7)の点について、前記の新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の執行役員に対し、当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価格を基準として決定される額を払込金額として発行する予定であります。

以 上